

令和6年8月1日～

特別養護老人ホーム仁風園 長期入所(多床室)利用料金表(1割負担)

・第1段階

(生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で市町村民税非課税の方等)

	介護保険 1割負担	サービス提供 体制強化加算(Ⅰ)	夜勤職員 配置加算(Ⅰ)イ	個別機能 訓練加算(Ⅰ)	看護体制 加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	栄養マネジメント 強化加算	食 事 サービス費	おやつ代	居住費	1日あたり (処遇改善加算を含む)	1ヶ月あたり (30日)
要介護1	589 円						300 (限度額)	100 円	0 円	1,151 円	34,530 円
要介護2	659 円					1,231 円				36,930 円	
要介護3	732 円	22 円	13 円	12 円	12 円	11 円				1,314 円	39,420 円
要介護4	802 円									1,394 円	41,820 円
要介護5	871 円									1,473 円	44,190 円

・第2段階

(市町村民税非課税の方で公的年金等収入額及びその他の収入の合計が80万円以下の方等)

	介護保険 1割負担	サービス提供 体制強化加算(Ⅰ)	夜勤職員 配置加算(Ⅰ)イ	個別機能 訓練加算(Ⅰ)	看護体制 加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	栄養マネジメント 強化加算	食 事 サービス費	おやつ代	居住費	1日あたり (処遇改善加算を含む)	1ヶ月あたり (30日)
要介護1	589 円						390 (限度額)	100 円	430 円	1,671 円	50,130 円
要介護2	659 円					1,751 円				52,530 円	
要介護3	732 円	22 円	13 円	12 円	12 円	11 円				1,834 円	55,020 円
要介護4	802 円									1,914 円	57,420 円
要介護5	871 円									1,993 円	59,790 円

・第3段階①

(市町村民税非課税の方で公的年金等収入額及びその他の収入の合計が80万円超120万円以下の方等)

	介護保険 1割負担	サービス提供 体制強化加算(Ⅰ)	夜勤職員 配置加算(Ⅰ)イ	個別機能 訓練加算(Ⅰ)	看護体制 加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	栄養マネジメント 強化加算	食 事 サービス費	おやつ代	居住費	1日あたり (処遇改善加算を含む)	1ヶ月あたり (30日)
要介護1	589 円						650 (限度額)	100 円	430 円	1,931 円	57,930 円
要介護2	659 円					2,011 円				60,330 円	
要介護3	732 円	22 円	13 円	12 円	12 円	11 円				2,094 円	62,820 円
要介護4	802 円									2,174 円	65,220 円
要介護5	871 円									2,253 円	67,590 円

・第3段階②

(市町村民税非課税の方で公的年金等収入額及びその他の収入の合計が120万円超の方等)

	介護保険 1割負担	サービス提供 体制強化加算(Ⅰ)	夜勤職員 配置加算(Ⅰ)イ	個別機能 訓練加算(Ⅰ)	看護体制 加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	栄養マネジメント 強化加算	食 事 サービス費	おやつ代	居住費	1日あたり (処遇改善加算を含む)	1ヶ月あたり (30日)
要介護1	589 円						1360 (限度額)	100 円	430 円	2,641 円	79,230 円
要介護2	659 円					2,701 円				81,030 円	
要介護3	732 円	22 円	13 円	12 円	12 円	11 円				2,804 円	84,120 円
要介護4	802 円									2,864 円	85,920 円
要介護5	871 円									2,963 円	88,890 円

※1ヶ月あたり、科学的介護推進体制加算40円・個別機能訓練加算(Ⅱ)20円が加算されます。

※1日あたり及び1ヶ月あたりの料金には 部分における費用の総額に介護職員等処遇改善加算14.0%が加算されます。

※その他、個々の入所者に対し専門的なケアやサービスを提供した場合には以下のとおり個別に加算されます。

- ・初期加算(入所日から起算して30日以内の期間については1日30円加算されます。)
- ・療養食加算(厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合1回6円加算されます。)
- ・経口維持加算(Ⅰ)(6月以内の期間に限り、1月につき400円加算されます。)
- ・在宅・入所相互利用加算(複数の利用者が在宅期間及び入居期間(3ヶ月以内)を定めて、当該施設の居室を計画的に利用1日につき40円加算されます。)

特別養護老人ホーム仁風園 長期入所(多床室)利用料金表(1割負担)

・第4段階

(市町村民税課税の方等)

	介護保険 1割負担	サービス提供 体制強化加算(Ⅰ)	夜勤職員 配置加算(Ⅰ)・Ⅱ	個別機能 訓練加算(Ⅰ)	看護体制 加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	栄養マネジメント 強化加算	食事 サービス費	おやつ代	居住費	1日あたり (処遇改善加算を含む)	1ヶ月あたり (30日)
要介護1	589円									3,211円	96,330円
要介護2	659円									3,291円	98,730円
要介護3	732円	22円	13円	12円	12円	11円	1,445円	100円	915円	3,374円	101,220円
要介護4	802円									3,454円	103,620円
要介護5	871円									3,533円	105,990円

※1ヶ月あたり、科学的介護推進体制加算40円・個別機能訓練加算(Ⅱ)20円が加算されます。

※1日あたり及び1ヶ月あたりの料金には 部分における費用の総額に**介護職員等処遇改善加算14.0%**が加算されます。

※その他、個々の入所者に対し専門的なケアやサービスを提供した場合には以下のとおり個別に加算されます。

- ・初期加算(入所日から起算して30日以内の期間については1日30円加算されます。)
- ・療養食加算(厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合1回6円加算されます。)
- ・経口維持加算(Ⅰ)(6月以内の期間に限り、1月につき400円加算されます。)
- ・在宅・入所相互利用加算(複数の利用者が在宅期間及び入居期間(3ヶ月以内)を定めて、当該施設の居室を計画的に利用1日につき40円加算されます。)

特別養護老人ホーム仁風園 長期入所(多床室)利用料金表(2割負担)

・第4段階

(市町村民税課税の方等)

	介護保険 2割負担	サービス提供 体制強化加算(Ⅰ)	夜勤職員 配置加算(Ⅰ)・Ⅱ	個別機能 訓練加算(Ⅰ)	看護体制 加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	栄養マネジメント 強化加算	食事 サービス費	おやつ代	居住費	1日あたり (処遇改善加算を含む)	1ヶ月あたり (30日)
要介護1	1,178円									3,963円	118,890円
要介護2	1,318円									4,122円	123,660円
要介護3	1,464円	44円	26円	24円	24円	22円	1,445円	100円	915円	4,359円	130,770円
要介護4	1,604円									4,448円	133,440円
要介護5	1,742円									4,606円	138,180円

※1ヶ月あたり、科学的介護推進体制加算80円・個別機能訓練加算(Ⅱ)40円が加算されます。

※1日あたり及び1ヶ月あたりの料金には 部分における費用の総額に**介護職員等処遇改善加算14.0%**が加算されます。

※その他、個々の入所者に対し専門的なケアやサービスを提供した場合には以下のとおり個別に加算されます。

- ・初期加算(入所日から起算して30日以内の期間については1日60円加算されます。)
- ・療養食加算(厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合1回12円加算されます。)
- ・経口維持加算(Ⅰ)(6月以内の期間に限り、1月につき800円加算されます。)
- ・在宅・入所相互利用加算(複数の利用者が在宅期間及び入居期間(3ヶ月以内)を定めて、当該施設の居室を計画的に利用1日につき80円加算されます。)

特別養護老人ホーム仁風園 長期入所(多床室)利用料金表(3割負担)

・第4段階

(市町村民税課税の方等)

	介護保険 3割負担	サービス提供 体制強化加算(Ⅰ)	夜勤職員 配置加算(Ⅰ)・Ⅱ	個別機能 訓練加算(Ⅰ)	看護体制 加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	栄養マネジメント 強化加算	食事 サービス費	おやつ代	居住費	1日あたり (処遇改善加算を含む)	1ヶ月あたり (30日)
要介護1	1,767円									4,714円	141,420円
要介護2	1,977円									4,953円	148,590円
要介護3	2,196円	66円	39円	36円	36円	33円	1,445円	100円	915円	5,203円	156,090円
要介護4	2,406円									5,442円	163,260円
要介護5	2,613円									5,678円	170,340円

※1ヶ月あたり、科学的介護推進体制加算120円・個別機能訓練加算(Ⅱ)60円が加算されます。

※1日あたり及び1ヶ月あたりの料金には 部分における費用の総額に**介護職員等処遇改善加算14.0%**が加算されます。

※その他、個々の入所者に対し専門的なケアやサービスを提供した場合には以下のとおり個別に加算されます。

- ・初期加算(入所日から起算して30日以内の期間については1日90円加算されます。)
- ・療養食加算(厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合1回18円加算されます。)
- ・経口維持加算(Ⅰ)(6月以内の期間に限り、1月につき1200円加算されます。)
- ・在宅・入所相互利用加算(複数の利用者が在宅期間及び入居期間(3ヶ月以内)を定めて、当該施設の居室を計画的に利用1日につき120円加算されます。)